

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 19 日現在

機関番号：32689

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2015

課題番号：25590230

研究課題名(和文)オルタナティブ教育の制度化における子どもの学習権の保障と教育公共性に関する研究

研究課題名(英文) Assurance for Child Rights to Learning and Publicness of Education in Institutionalization of Alternative Education

研究代表者

喜多 明人 (KITA, Akito)

早稲田大学・文学学術院・教授

研究者番号：70147932

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：現在、日本においても不登校の子どもの学びと育ちの支援のためのフリースクール/スペース、また、様々な教育理念をもとにしたオルタナティブ教育/スクールなど、学校外の多様な学びの場の実践が展開されている。本研究を通し、これら多様な学びの場の制度化は、従来の学校教育システムからなる日本社会においては、子どもの自主的かつ多様な学びの創造と教育の公共性を広く保障することにつながることで、一方で、その制度化の実現のために、学校至上主義を多様な視点から乗り越え、民主的な教育の公共性の確保とともに、子どもの学ぶ権利が実質的に保障される制度化と支援の具体的なあり方を提示していく必要性があることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：In Japan, there are development of practices about many types of learning outsidess so-called traditional-typed schools: for examples, free school/space for children who don't go to schools and alternative education/ schools based on a variety of educational theories. As a result of this research, it is clarified that, in this Japanese society of school-centered system, the institutionalization of these educational practices about many types of learning will enhance the assurance for the possibilities that children create their learning themselves and develop the publicness of education. In addition, in order to realize the institutionalization, it is necessary to assure the publicness of education more from civil society and to present a concrete model of the system and support to practically assure the child rights to learning, as attempting to overcome the school-centered social system.

研究分野：教育学、

キーワード：オルタナティブ教育 学習権 子どもの権利 子ども参加 教育の公共性

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本国内において、不登校の子どもの数の増加が進み、義務教育段階の子どもたちでは 10 万人以上、高校生世代の不登校もしくは中途退学者をいれるとさらに多くの子どもが既存の学校システムの中で学び育つ状況ではなくなってきたことが社会的に認識されるようになってきた。そして NPO / NGO などといった市民団体を中心に、不登校の子どもたちの学習や生活の保障のために、フリースクールやフリースペースをつくり、子ども支援の実践が展開されるようになってきている。中でも、例えば東京シュレなどはその活動を 30 年ほど継続して展開してきている。

(2) 世界的には様々な教育理念のもと、多様な教育実践が展開されており、例えば、シユタイナー教育やサドベリー教育、フレネ教育などといったオルタナティブ教育が実践されているが、日本国内においてもそのような各々のオルタナティブ教育にみる多様な教育理念を志向する人々の手によって実践が実現化され、展開されるようになってきており、その数も増加してきた。

(3) 上記の(1)と(2)の背景には、いずれも、日本の単一的・均質的で知識偏重型の固定された学校教育システムへの批判が存在している。また、そのような学校教育システムのみを「教育」として限定的に誤認する社会的傾向や、そのような学校のみを認可し、保障の対象とする社会制度に対しての批判が共通して示されている。

このような、不登校の子どもやオルタナティブ教育を求める人たちの増加といった学校外の多様な子どもの学びの場の保障とそのための制度化を求める実質的な社会的要求と、さらには、既存の教育システム、学校至上主義への批判をふまえ、本研究の着想に至った。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、日本でもその実践に広がりを見せているオルタナティブ教育の実践、オルタナティブな学校づくりにおいて、子どもの学習権の保障や教育の公共性の観点から、オルタナティブ教育の制度化の意義とその課題を明らかにすることである。

(2) 子どもの学ぶ権利の保障と実現のため、社会的支援体制の構築や民主的な教育の公共性の確保に対し、市民社会と政治・行政の両面からの積極的な動きがうまれつつある状況をふまえ、子どもの学ぶ権利が実質的に保障される制度化についてのあり方について考察を行うことを目的とする。

(3) 本研究により、オルタナティブ教育の

みならず、日本における公教育、さらには教育全体についての再構築と充実につながる示唆を得ることを発展的に目指すこととする。

3. 研究の方法

(1) 日本のオルタナティブ教育の現状について総合的な検討を行う。

オルタナティブ教育における国際比較調査や、各教育における文献研究、実践報告の調査、また、子どもの権利・子どもの学習権に関する文献研究などを先行研究として行う。

日本におけるオルタナティブ教育をはじめとした学校外における多様な子どもの学びの場の実践について、フィールドワークを実施し、インタビュー調査などをふまえ、実践の現場関係者からの聴き取りや意見交換を行う。そして、子どもの権利条約が提示する子どもの権利の視点から、事例研究を進める。

国内の「オルタナティブ教育の制度化」に関する立法化の動きなど、市民側と政府・行政の側から様々に起きつつある積極的な制度化への動きに着目し、各文脈で提示される検討案などについても調査をし、制度分析をするとともに、それらの動向の分析を行う。

(2) 先進事例として韓国の調査研究をふまえ、日本におけるオルタナティブ教育の制度化についての検討、考察を行うための知見を得、研究の視点、分析の枠組みを構築することとする。

(3) 本研究の分析視点として、子どもを権利行使の主体として捉えている国連・子どもの権利条約に基づいた子ども観を基盤にし、子どもの学習権、子どもの学ぶ権利について、また、それを実現する実践とその制度化についての検討を行う。

国連・子どもの権利条約における子ども観から、多様な学びの形態のなかで、子どもが自身の学びを選択し、自己決定し、かつ、興味・関心や疑問などを基に主体的な学びを創造することの重要性について、多様な学びの場の実践から明らかにしていく。また、それを実践的に支える教員、保護者、地域住民、そして制度などの重要性と関係のあり方などについて、オルタナティブ教育の実践を検証しながら示唆を得る。

4. 研究成果

(1) 本研究期間内の日本国内の「オルタナティブ教育の制度化」への動きについて、2015 年度に議員立法化がすすんでいき、2016 年度通常国会で法案が上程される段階まで

きた（その後、2016年度の国会では見送りと
なった）が、その期間の動きを分析すると、
基本的な論点が以下のように浮かび上がっ
てくる。

1つ目の論点は、不登校の子どもおよび
保護者の救済の側面である。

義務教育だけでも年間不登校 12 万人
の高止まり傾向が続く中で、「学校に行か
ない」「学校に行けない」だけで、社会的
にプレッシャーを受け、排斥され、子ど
もたちの自己否定感が植え付けられてい
く。そのように追い詰められていく子ど
もや保護者をとにかく緊急に救うための
制度改革という社会的な意味を見失って
はならないことである。「学校以外の学び
の場」の公認こそが、決定的に重要であ
ったことである。

2つ目に、不登校の子どもたちが追い詰
められていく要因の1つでもある学校復
帰施策に顕れている学校至上主義があげ
られる。

戦後 70 年、日本の子どもの普通教育を
受ける権利（憲法 26 条）は、唯一学校教
育法によって担保されてきた。つねに「学
校が良くなれば・・・」という学校改革
優先の発想も含めて、日本の教育（学）
界がこぞって「学校なくして教育なし」
の様相をあらわにしてきた。「学校外」の
オルタナティブを絶対認めない、という
執念ともいえるすさまじさが、今の教育
界を覆っている。

3つ目に、したがって、学校外の学びに
ついては、第一の面（救済）からは、や
むをえないとして「特例」的に認めるに
しても、オルタナティブは認めない、と
いう発想とそれに依拠した動きが表面化
していることである。

しかし、本来は、不登校の子どもの学
ぶ権利の保障は、例外的な救済措置では
なく、学校外のオルタナティブな学びと
して保障していくことが筋である。

(2) 韓国におけるオルタナティブ教育に関
する事例や制度を取り上げ、調査研究をす
ることで、そこから得られた知見により、本
研究における日本の多様な学びの場の実践の
制度化について検討、考察を進めていく際
の示唆を得ることができた。

日本と類似した教育制度をもち、また、共
通の教育問題に直面している韓国では、1990
年代からオルタナティブ教育実践の動きが
見られ、「代案学校」と呼ばれる学校やホーム
スクーリングなどの実践が行われるよう
になっている。韓国のオルタナティブ教育実践
は、日本から大きな影響を受けつつ展開され、
双方の交流を深めながら、今では日本に示唆
を与える先進事例となるに至っている。

日本より先にオルタナティブ教育の実践
についての制度化が進み、また、オルタナ
ティブ教育の実践と経験を活かした学校教育
全体における改革も進められている。

そのような状況の中で、本研究での調査を
通し、次の点について示唆を得ることができ
た。

- ・ 学びの主体である子ども自身の学ぶ力を
前提とすること。換言すれば、学びの権
利の行使の主体として、子ども観を転換
することが重要であり、子どもの学びへ
の参加と決定権を重視することの必要性
- ・ それを支える現場の教師、また教育行政
や関連機関の役割
- ・ それらを保障するための政策や条例づく
りの意義
- ・ 教師や地方（教育）行政の教育に関する
自治権の意義
- ・ 子ども、教師、保護者、（教育）行政、関
連機関の相互の関係の持ち方による子ど
もの多様な学びを支えるあり方の質的可
変性
- ・ 学校外の子どもの多様な学びを支えるた
めのセンターなどの新たな機関の創設や
専門職養成、各々の実践現場のネットワ
ーキングの重要性

(3) 1994 年に日本政府も批准した子ども
の権利条約に注目すると、現行教育法制は、
形式的には、子どもの権利条約法制の一角を
占めていると言える。子どもの学ぶ権利の行
使という視点から学校外の「多様な学び」の
場が公認されていくことが、本来は、オルタ
ナティブ教育の法制化につながっていくの
である。

(4) このような日本の状況をふまえて、
本研究では、以下のような研究的な視点を明
確にしてきた。

子どもの学ぶ権利の保障と実現のため、
社会的支援体制の構築や民主的な「教育
の公共性」をどう確保していくべきか。

日本のオルタナティブ教育の現状を総合
的に検討した場合、子どもの学ぶ権利が
実質的に保障されるオルタナティブ教育
の制度化はどうあるべきか。

(5) 本研究成果の位置づけとして、先述の
ような学校至上主義の日本教育（学）界の現
状にかんがみれば、きわめて開拓的な挑戦萌
芽研究として位置するといえる。

本研究成果は、今日の多様な学び実践を支
えていく基礎理論の一角を占めていくこと
にもなると考える。さらに、そのような本研
究の社会的な位置と意義を踏まえれば、近い
将来、本研究成果を現在の社会的要請にてら
し、その意義を具体的に問いながら社会に寄
与していくことが求められることになる。そ

のため、本研究とその成果を今後さらに発展させていくこととする。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計12件)

喜多明人、学校外の多様な学校外の多様な学びの支援と日本の教育 子どもの学ぶ権利行使と新たな普通教育の創造、子どもの権利研究、査読無、vol.27、2016、pp.98-108

安ウンギョン、韓国におけるオルタナティブ教育の取り組みと制度化、子どもの権利研究、査読無、vol.27、2016、pp.115-130

安ウンギョン、韓国の教育改革の動向：地方教育分権化の教育改革と教育自治、人間と教育、査読無、vol.88、2015、pp.82-89、

安ウンギョン、学校外の子ども・学び場の公的支援補助をめくって、子ども白書、査読無、2015、pp.170-171

喜多明人、子どもの権利条約の20年と子どもの学ぶ権利、まちと暮らし研究、査読無、2015、pp.16-22

安ウンギョン、オルタナティブな学校の構想 子どもの学ぶ権利を保障する学び場づくり、子ども白書、査読無、2014、pp.168-169

喜多明人、子どもの学ぶ権利と日本の公教育のこれから 新しい普通教育の創造をめざして、社会運動、査読無、vol.409、2014、pp.9-15

安ウンギョン、子どもの学ぶ権利とオルタナティブな学び場 子どもが創る学校「希望のウリ学校」に学ぶ、子どもの権利研究、査読無、vol.24、2014、pp.50-52

安ウンギョン、現代学校改革と教育政策に関する研究 韓国・京畿道の「革新学校」政策の分析を中心に、早稲田大学文学学術院教育学会早稲田教育学研究、査読有、vol.5、2014、pp.33-55

安部芳絵、社会性の学習と教育心理学 青年期指導の事例を通しての考察、工学院大学教職課程学芸員課程年報、査読無、vol.15、2014、pp.39-46

安ウンギョン、韓国における「小さい学校運動」の展開と意義、早稲田大学大学院文学研究紀要、査読有、vol.59、2014、pp.83-94

安ウンギョン、韓国における校内暴力・いじめ問題と学校改革の課題、子どもの権利研究、査読有、vol.23、2013、pp.37-41

[学会発表](計8件)

安ウンギョン、韓国における子どもの参加と自治を通じた学校・地域づくりの挑戦、子ども支援学研究会、2015年7月18日、HRCビル(大阪府・大阪市)

安ウンギョン・南雲勇多・高石啓人・小山田優夏、居場所づくりにおける子どもの学びとその権利、子どもの権利条約総合研究所シンポジウム、2015年5月17日、早稲田大学戸山キャンパス(東京都・新宿区)

喜多明人、学習権の保障と支援の仕組み、第2回オルタナティブな学び実践交流研究集会、2015年2月8日、大阪府立大学(大阪府・堺市)

安ウンギョン・南雲勇多・小山田優夏、暮らしの居場所と子どもの学ぶ権利 学習権保障の視点から、第2回オルタナティブな学び実践交流研究集会、2015年2月8日、大阪府立大学(大阪府・堺市)

安ウンギョン、子どもの学ぶ権利とオルタナティブな教育の政策に関する研究、日本教育政策学会、2014年7月5日、東京大学(東京都・文京区)

南雲勇多、Practices of Alternative Schools in Japan for the Child Rights: Examination of Case studies from the Perspective of Janusz Korczak、Asian Conference on Education 2013、2013年10月17日、Rihga Royal Hotel(大阪府・大阪市)

喜多明人・安ウンギョン・南雲勇多・吉川恭平、子ども自身による子どもの学習権の実現 韓国・希望のウリ学校の事例から、早稲田大学文学学術院教育学会2013年度教育学研究発表大会、2014年1月26日、早稲田大学戸山キャンパス(東京都・新宿区)

安ウンギョン、韓国における公教育改革

の試み 革新学校を中心に、日本教育学会第72回大会発表、2013年8月29日、一橋大学（東京都・国立市）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

喜多 明人 (KITA, Akito)
早稲田大学・文学学術院・教授
研究者番号：70147932

(2) 研究分担者

安部 芳絵 (ABE, Yoshie)
工学院大学・基礎・教養教育部門・准教授
研究者番号：90386574

(4) 研究協力者

安 ウンギョン (AHN, Eunkyung)
早稲田大学・文学研究科・博士後期課程

南雲 勇多 (NAGUMO, Yuta)
早稲田大学・文学研究科・博士後期課程

高石 啓人 (TAKAISHI, Akito)
早稲田大学・文学研究科・博士後期課程